

近世「川合」地域における沼の開発と生業

——下野国都賀郡只木村を事例に——

坂本達彦

はじめに

一 只木村と周辺村々―開発と産業を中心に

(一) 只木村の概要

(二) 只木村内での開発

(三) 只木村周辺での新田開発と産業の発展

二 只木沼の開発と新田の維持

(一) 只木沼での生業

(二) 只木沼の開発

(三) 水害と只木村の対応

(四) 近世中期における沼辺の開発

三 沼新田での資源採取と生業

(一) 抽水植物の栽培

(二) 沼新田周辺での採草・漁業

(三) 只木村での水田漁獵

おわりに

はじめに

二〇〇〇年代以降、環境史研究は活発化し、特に山村や海・湖沼に面した村を対象とした業績が多く発表されている。⁽¹⁾筆者もこれまで利根川・渡良瀬川に挟まれた上野国館林藩領の沼の機能や資源について検討してきた。⁽²⁾これら館林藩領も含め利根川・渡良瀬川に関わる範囲は、地方史研究協議会第七三回(館林)大会において、「川合」地域と設定された。⁽³⁾

これまで筆者が検討した沼は用水の貯水機能を持つものに限定されている。水は農業に欠かせないものであるが、時には大きな災害ももたらす。本稿では、湛水・逆流などの水害を受けやすい沼及びその開発地を事例に取り上げたい。対象とするのは、渡良瀬川左岸の下野国都賀郡只木村(図1、⁽⁴⁾古河藩領、「唯木」とも表記されるが本文中は「只木」に統一)に存在した只木沼である。当該沼は、一八世紀に開発され「沼新田」(図1東部の「沼田」となるが、開発後の幕末期に至っても「元来至而地低之村方、殊ニ大平山・

図1 天保期の只木村

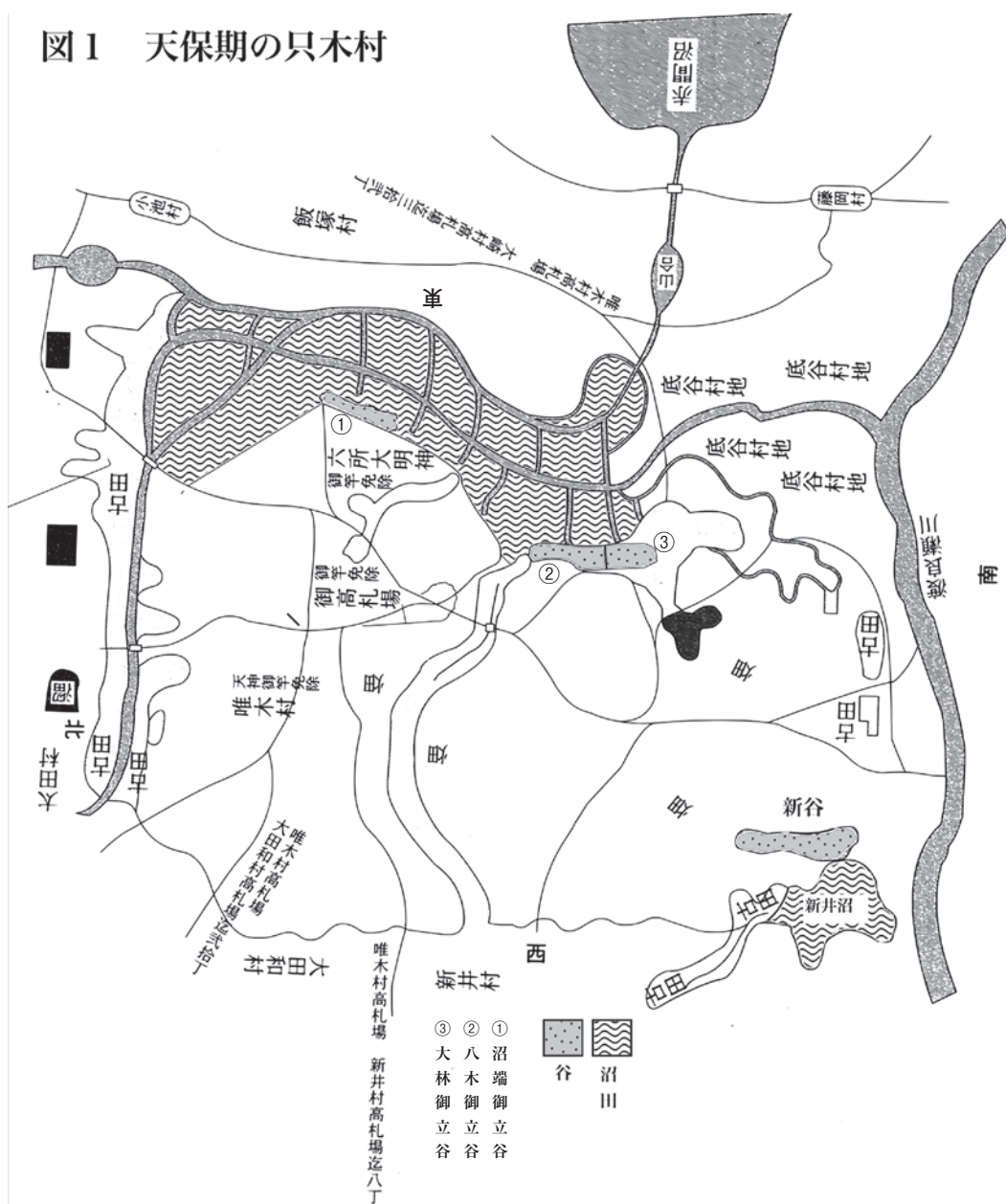


図1 天保期の只木村

出典：『藤岡町史資料編近世』所収トレース図を改変

岩船山・三面山麓村々々拾ヶ村之悪水落込、悉相湛⁽⁵⁾」と評されるように、湛水被害のリスクが高い立地であった。このような沼を資源の採取地として捉え返したい。また、当該村落やその周辺にも沼が多く存在したので、いくつかの沼の事例も紹介する。

その上で本稿第二の課題は、右にも触れた沼の開発についてである。近世には平野部において、只木沼のように開発され水田化する沼を多く確認できる。例えば、館林藩領では近世を通じて小さな沼は新田開発により消滅し、比較的大きな沼も一部が開発されている。⁽⁶⁾筆者が検討してきた沼は後者のものであった。本稿では、開発により消滅してしまったと説明されている事例を検討する。

領主的な視点からすれば、田畑の開発は年貢増収に繋がる。また、近世初期であれば米価は高値であったため、生産者にとっても利益となる。その一方で、一八世紀半ばには米価が下落する。⁽⁷⁾また、沼を開発した耕地は水害を受けやすく不安定で、沼に戻される事例も散見される。⁽⁸⁾

さらに、先行研究の中には、多様な生業が可能な山村に比べ、平地の水田は漁労や畦畔栽培が行われるが、これらは稲作と同列の価値を持つ生業にまではなりにくいとの評価も存在する。⁽⁹⁾この視点に学べば、沼についても様々な資源を採取することが可能であるため、なぜ水田化し耕地として維持し続けるのかという問いが発生する。

先述した通り、本稿で事例とする新田は水害を受けやすかった。それに関わらず、当該新田は沼に戻されることはなく、加えて一八世紀後半には村人が新田隣接地の開発を依頼し実行されている。そこで、新田での生業を検討することで、この疑問を解消したい。⁽¹⁰⁾

民俗学者の安室知氏は、只木村と近距離にある白鳥（近世は都賀郡白鳥村）

の昭和初期の生業について検討している。⁽¹¹⁾氏は、白鳥地区を渡良瀬遊水地に面し、思川・与良川・巴波川に加え、足尾鉍毒事件の影響で大正七年（一九一八）に河道が変更された渡良瀬川も合流する生業複合型稲作地と評価している。

本稿では、安室氏の成果に学びつつ、歴史学の立場から近世初期より明治初年における、只木村内の沼での生業、沼の開発、開発地・用水など水田の付属施設での生業について検討したうえで、領民視点で沼の開発地の価値を考察する。⁽¹²⁾

一 只木村と周辺村々―開発と産業を中心に―

（一） 只木村の概要

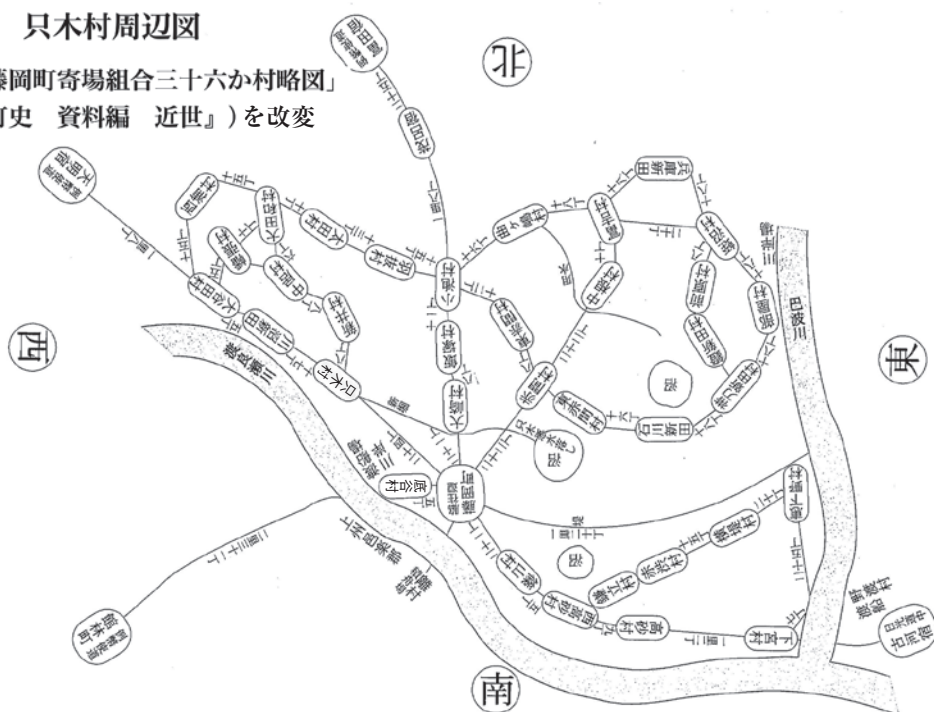
本節では、近世の只木村とその周辺地域について概観する。まず、只木村についてである。当村は、下野国の南端部に位置する（図2）。古河藩領佐野郷に属し、古河へ四里の距離にあり、近世初頭の段階で、南に渡良瀬川、東に只木沼（ふいご湖）、西に蓮花川が南流していた（図3）。

このような立地から、只木村は渡良瀬川の水害を頻繁に受けており、安永九年（一七八〇）七月の大雨では渡良瀬川の高取堤（後述）が決壊し、新たに大きな沼二つ、小さな沼一つが誕生している。これらの沼は、西側が諏訪沼、中央が中沼、東側が東沼と呼ばれ、昭和期まで残っていたが昭和四〇年の農業改善事業により消滅した。⁽¹³⁾

領主である古河城主は、小笠原家（天正一八年（一五九〇）から慶長七年（一六〇二）まで）、戸田松平家（同一七年まで）、小笠原家（元和五年（一六一九）

図2 只木村周辺図

出典：「藤岡町寄場組合三十六か村略図」
 (『藤岡町史 資料編 近世』)を改変



近世、川合、地域における沼の開発と生業

図2 只木村周辺図

出典：「藤岡町寄場組合三十六か村略図」(『藤岡町史 資料編 近世』)を改変

まで、奥平家(同八年まで)、永井家(寛永一〇年(一六三三)まで)、土井家(天和元年(一六八二)まで)、堀田家(貞享二年(一六八五)まで)、藤井松平家(元禄六年(一六九三)まで)、大河内松平家(正徳二年(一七一一)まで)、本多家(宝暦九年(一七五七)まで)、松井松平家(宝暦十二年(一七六二)まで)、土井家明治維新までと一八世紀半ばまでは頻繁に交代した。⁽¹⁴⁾

村高は正保期二五九・一四石、元禄期二五九・〇一四石、天保期五七六石余で、天保期の反別は一九三町(田七八町余、畑一一四町余)であった。なお、宝永から元禄期の間に、只木沼の開発にともない枝郷の高取新田が誕生している。⁽¹⁵⁾

只木村は台地と低地からなり、天保期(一八三二～四五)には台地上に一七二軒の集落が営まれていた。当時の人口は六九八人、馬一五疋であり、慶応二年(一八六六)の家数は一三二軒、人口五四四(男二七三・女二七一)人



図3 古代のふいご湖と蓮花川

出典：関塚清蔵『蓮花川』第2図

であった。⁽¹⁷⁾近世後期には捉飼場に設定されたため、八月から三月までは漁猟が停止されていた。⁽¹⁸⁾

本稿では主に当村名主家の史料を使用する。本史料群は、一七世紀のものが残る反面、村明細帳が皆無など、残存に偏りが大きいことに特徴がある。そのため、村の基礎情報について不明な点が多い。ただし、管見の限り、一点のみ村況を知ることができる史料が存在する。それが「屋鋪・四壁・新屋敷・小松原山・草野谷帳」⁽¹⁹⁾（以下、「谷帳」と略す）であり、史料内の書き込みから元禄八年の数値と推測される。本史料によると、当時の家数は一一二軒（本百姓・名主八〇軒、水吞二三軒、道心二軒、行人二軒、山伏三軒、寺二軒）、他に堂二箇所で人口五九二人（男三二三、女二七九）、馬七六疋、田二〇町一反六畝二六歩、畑・屋敷一〇〇町一反八畝二四歩（草野一町五反二畝二四歩倉）であった。また、四壁（屋敷林か）が五六口で一二町六反五畝八歩、藪が四二口で二〇町八反七畝一九歩あった。

沼は只木沼（横二四〇間・縦千間、八〇町歩）一箇所で、この沼役銭は一二五文であった。他に草野が四町程（村中秣場）、草野原が九町七反八畝歩（村中割地^ニ成）あり、草野・草野原二口の合計が一三町七反八畝歩で、これらの地には野銭永一貫七三七文が課せられていた。さらに藩の土地として、御立谷（御立野）^ニともが五箇所（古川一町五反歩程・沼は一反四畝五歩・同所三反六畝二〇歩・八木三反二畝一五歩・同所一反五畝歩）存在した。御立谷は図1からもわかる通り、谷戸地であった。

「谷帳」にある通り、只木沼は広く、沼内は複数の字で区別されていた。具体的には、はこ沼・江口谷・古江堀・蛸子沼・くさかり場合・河下り沼・江堀・すわ淵・十貫窪・中窪という地名で、これらの字は開発後も残った。⁽²⁰⁾

寛保三年（一七四三）の年貢割付状⁽²¹⁾には、本年貢のほかに小物成・野永・新谷永・新屋敷永・柳原永を確認できる。野永は前記草野・草野原の野永であろう。新谷永は村内南西部の新井沼に接する湿地帯（図1参照）への小物成と推測される。只木沼は一八世紀初頭に開発されるため、当該年貢割付状には沼役銭は計上されず、新田の反別や年貢高などが記されている。この年貢割付状によると、当年は新中田二七町六反七畝一步のうち一三町一反三畝一步、新下田二五町八反四畝一九歩のうち一七町九畝一五歩、新下々田二町八反六畝二五歩のうち七反八畝六歩が検見引となっている。なお、後述する通り、只木村分の沼新田は四八町余りなので、本割付状の反別には当該新田以外のものも含まれている。

これに対して、中田は五町六反余りに対して検見引が無く、下田も六町六反余りに対して定引が一畝二〇歩、検見引が一反九畝八歩であり、新田の方が圧倒的に検見引の割合が高い。すなわち、新田は耕作が困難な地であったと言えよう。その原因は二で検討したい。

（二） 只木村内での開発

下野国では、寛文年間から享保年間前半にかけて米価は高騰を続け、米は売り手市場であった。例えば、下野国河内郡・芳賀郡では生産した米を宇都宮や小山、結城など都市部へ販売する事例を確認できる。また、江戸に出荷している例もあり、その栽培には干鰯も用いられていた。⁽²²⁾このような背景もあり、当該地域も全国一般の傾向と同じく、一七世紀から一八世紀前半に開発が進展する。

当村における一七世紀の開発の詳細は、史料的な限界から不明な点が多

いが、高取新田の存在から開発は進展していたものと思われる。次に掲げる史料から、一七世紀後半には村内三階沼の開発が進んでいたことが判明する。

【史料1】⁽²³⁾

乍恐以書付御訴訟申上候御事

一只木村三階沼、只木村地内ニ御座候、先規公儀様江只木村三階沼絵図(カ、被指)ヲ指上申候、土井大炊頭様御代ニ村々御絵図被成候時分も只木村絵図ニ三階沼仕上ケ大絵図ニ御のせ被成候、其ひかい絵図御領内ニも御座候、三階沼廻り三方沼共、只木村地内、沼西ひあがり之谷地共只木村ニ御座候、其西むかい岡ハ新井村野地御座候、只木村三階沼干上り谷、新井村田と境に只木村ハ吟味仕、杭を打置申候御事

一只木村三階沼ニ而先規公儀様江只木村獵師毎年沼獵仕来り申候、新井村之者一円入不申候、其以前ハ三階沼水ふかく御座候を、四拾八ヶ年以前 土井大炊頭様御持之内、魚御用之時分申立御人足をかり、御手代富江勘之丞殿御出、三階沼下江只木村ハ新堀をほり、水ヲほし魚取御用ニ立申候、其後水落堀ニ所ニて沼ひあがり申候、新堀公于今水落申候事

一亥之年堀田筑前守様新田御検地被成、又村々之絵図被成候故、新井村ハ偽を申出、只木村之三階沼を論地ニ偽申かけ、沼之名をもちがへ三ヶ台沼と偽申上候、只木村三階沼隠無御座候御事

一只木村ニ先規公儀様江三階と申名所御座候、屋敷林ニ罷成候、御 代々様江三階書上ケ指上申候、三階林東之畑御水帳ニも三階東と御座候、三階林さわニ谷地御座候も、三階神谷銭と御免定ニ御のせ御運上銭

指上ケ申候御事

一此以前野地ひろく御座候時分ハ、新田御調法ニ而起シかちニ御座候、他村之地ニても畑起し候、村之御帳ニ成申候、其時分只木村地内を新井村江新田起新井村之帳面ニ成申候も御座候、左様成儀近所ニ多御座候、其已後野場つまり所切ニ罷成候、已来他村江起シ申候新田只木村之御水帳のせ申候、右新井村江起し候新田公きりいださせ不申候様ニ只木村ハ吟味仕、畑ざわニ柳をうへ置申候、同沼干上り谷と新井村田と境ニ杭木を打置申候御事

一只木村三階沼干上り谷之内只木村かくし、亥年新井村名主惣右衛門新田ニ壹畝願申候、新法ニ而草場つまり申ニ付、只木村公おさへ請させ不申候御事

一只木村三階沼干上り谷之内、新井村十兵衛新田ニ起し作来り候田御座候を、筑前守様御代亥年御検地を入、さんかい沼下々田六畝分十兵衛と只木村御水帳ニのせ、新井村公御年貢只木村へ請取御上納仕候、ケ様成所を新井村ハ偽り事被申懸、めいわくニ奉存候、乍恐御吟味之上先規之通被仰付被下候ハ、難有可奉存候御事
右之条々少茂偽不申上候、委細絵図口上ニ而可申上候、以上

貞享三年寅ノ正月日

只木村

庄屋 与惣左衛門㊦

(年寄連印略)

惣百性㊦

御代官様

本史料は三階沼の開発そのものを記したのではなく、新井村が三階沼の所属について偽りの主張をしたために発生した争論に関するものであ

る。そのため、史料中には三階沼が只木村のものであることを証明するため、様々な権益が列記されており、沼の開発については、次のような記述を確認できる。

五〇年程前に藩の魚御用のために水路を掘って水を抜き、沼辺に「ひあがり之谷地」が生まれ、ここは新井村により開発された。只木村内において新井村による開発が行われた理由は、古河藩が一七世紀初頭段階では他村の土地でも、開発して自村の土地とすることを許していたからであると記されている。その後、このような行為は許されなくなり、新井村十兵衛の開発地は、天和三年（一六八三）に検地を受けて只木村内となっている。

このように一七世紀後半には開発が進んでいた三階沼は、前掲「谷帳」にはその存在が記されず、史料1にある沼近くの谷地の運上（三階神谷銭）についても触れられていない。そのため、元禄期までには沼とその周辺は開発されたのであろう。史料1によると只木村は三階沼では漁業や採草を行っているので、開発にともない漁場や草刈場は新田となったと思われる。

先述の通り、只木村では、一八世紀に入ると只木沼などが開発された。元禄期から天保期の間に、村高が三〇〇石以上増加している。

（二） 只木村周辺での新田開発と産業の発展

只木村と同じく、周辺地域でも当該期に開発が進んだ。村々の石高の変遷をまとめたものが表1である。本表によると、只木村と同じく元禄から天保期の間に開発が進んでいる。

当然、只木村周辺でも沼は開発対象地となった。当該地域で著名な赤間

沼の開発を紹介しよう。⁽²⁴⁾ 後述する通り、赤間沼は沼新田開発時点でその悪水を落とす沼でもあった。

元文二年（一七三七）、江戸町人と藤岡村は赤間沼の開発を依頼した。これに対し西赤間村は村請新田を出願し、最終的に後者の願いが認められた。⁽²⁵⁾ また、元文四年には藤岡村が新田と入会藻草取場の境について西赤間村を訴え、元文六年に裁許が下っている。これにより、赤間沼は赤間沼新田と名を変え、定免地と入会藻草取場に分割され、前者は一二七町五反七畝、後者は八〇町八反三畝余となった。新田となったのは沼の周縁部で、夏の洪水時期を避けて冬季に麦の一毛作を行った。中心部の藻草取場では、漁業も行われた。

このような状況下、採草地をめぐる争いも散見されるようになる。元禄

表1 只木村周辺村々の石高

村名	正保期	元禄期	天保期	その他
河沼新田	0	102石余	103石余	
大和田	340石余	340石余	402石余	
新井	127石	127石	315石余	
飯塚	148石余	148石余	171石余	
羽貫	0	118石余	375石余	慶安期118石余
小池	181石余	181石余	335石余	享保6年335石余
底谷	154石余	154石余	198石余	元禄期190石余

出典：前掲『通史編』。羽貫村の慶安期・元禄期・天保期と小池村・底谷村の天保期の石高のみ前掲『角川日本地名大辞典』。

注：近隣村落の中で、大崎村の石高は205石前後で大きな変化を確認できない。

三年には只木村内「篠塚」の利用権を周辺の五カ村が主張したことに對し、只木村が自村のみ使用できると地と反論する史料を確認できる。また、享保十五年には、只木村の者が村内年貢地で採草したことが問題化している。⁽²⁶⁾このように、開発が進展する反面、採草地不足という弊害を確認できる。

ここまで見てきたように、当該地域には、渡瀬川をはじめとした河川に加え、只木沼、三階沼、赤間沼など多くの沼や湿地・谷戸が存在した。そのため、近世中期にはスゲを原料とする菅笠の生産が盛んになっていく。また、近代に本格化する藤岡周辺の産業としてヨシズ・マコモ簾・ヨシ網代などの製造や、イグサの栽培が挙げられている。このように環境を活用した生産物は、前近代から存在したと思われる。

正徳二年(一七二二)藤岡町と周辺の村々が古河藩に市立を願ひ、藤岡町に五・十の日の六斎市が許可された。ここで自家製の菅笠や笠、食料品などが取引されることになった。一八世紀半ばには、藤岡村・小池村・底谷村の村明細帳に菅笠生産の記載あり、天保期の記録によると下宮村・高沙村・西高沙村・篠山村・鎌立村・恵下野村で生産を確認できる(図2参照)。⁽²⁷⁾このように、当該地域では一八世紀以降菅笠が特産品となっていくのである。

さらに一八世紀後半には高取新田に渡瀬川の河岸が置かれ、⁽²⁸⁾只木村周辺は商品経済が発展しやすい立地であった。

二 只木沼の開発と新田の維持

(一) 只木沼での生業

本節では、只木沼の開発について見ていく。まず、本項では只木沼の歴史や住民による利用について検討する。古代の只木沼は近世より広く、飛鳥時代には三鴨から赤間にいたるものであった(図3)。湖沼の名も異なり「ふい〱湖(沼)」と呼ばれ、その水は蓮花川を經由して渡良瀬川に合流していた。そのため、渡良瀬川氾濫時は蓮花川を水が逆流して周辺の田畑は冠水被害にあつたと言われている。近世に古河藩が成立すると、寛永元年(一六二四)に水害対策のため、渡良瀬川の改修をおこなつた(図3の蓮花川合流部直前の大湾曲部を基部で連結)。⁽²⁹⁾

続いて、沼からの資源採取について確認する。寛文十一年(一六七二)、只木沼の帰属をめぐり争論が発生している。この際、只木村が作成した返答書に、沼に有する権利が列記されている。

【史料2】⁽³⁰⁾

乍恐以返答書を申上候事

一只木沼之内は〱沼与申所御座候を、底谷村地内と申上候儀、偽〱御座候、只木・大崎両村にて御運上指上ケ沼獵仕候、同江口谷・古江堀、去年沼廻り前々より只木地内〱御座候を、底谷・藤岡両村にて草かり申候と申上候義偽り〱御座候、余村之者〱ハ一切からせ不申候、先規〱只木村にて馬草取来申候、又入合〱苅申候所ハ蛇子沼之み〱」地内くさかり場合と底谷村之谷双方候〱付、此前ハ底谷・

藤岡・只木三ヶ村入合ニ草かり申候御事

一 当夏中河下り沼廻り之絵図被 仰付候ニ付、藤岡・底谷・只木三ヶ村寄合絵図仕候時分、只木沼之内はこと申所を底谷村之内ニ可仕由彦左衛門申候ニ付、前々より只木地内之様子申断候得者、彦左衛門あやまり、前々之通只木沼と絵図仕指上申候義偽り無御座候、先年只木沼之御絵図度々被 仰付候刻、藤岡・底谷・只木其外之村も寄合申、只木沼と仕指上申候、底谷はこ沼と申儀ハ無御座候処ニ、此度江堀獵之出入ニ付、又候底谷地内と偽事申上候、先規ハ只木沼壹所ニ其隠無御座候御事

一 当二月廿六日ニ、右入合之草かり場ニ而只木之ものよた草取申候を、底谷村ハ無懸ニ歟を取申候ニ付、様子相尋申候得者、江堀獵之出入有之ニ付取申候と我か俵申ニ付、底谷村江相断、右之歟預ケ置申候、同晦日ニ只木之地内に而、江堀ミねにて底谷村之者馬草ぬすみ申候処を見付、只木村江かま取置申候、同三月十一日ニ只木村之地内ニ而、此方之もの草かり申候を、底谷村之者^(俵)とひ口を持、大せい罷出むたいニかま取申候ニ付、そこや村江申断候得者、底谷村之かま只木村江とられ申候間、其返報ニ取申候と我かま、申候事、同三月十九日に只木村之地内江口谷へ、底谷村之もの草ぬすみニ參候処を見付申かま取り申候処ニ、只木村ハ大勢罷出ほう・とひ口にて取申候と申上候儀、偽りニ而御座候、毎年ハ此地へハ他村之者ハ入不申候御事

一 底谷村之内ニ諏訪明神御立被成候、其^(御手洗)みたらせ之儀ハ、すわ測と申江堀之内に御座候義、其隠無御座候処ニ、絵図以来只木村之地内十貫窪と申所をみたらせなと、偽事申候、右之拾貫窪并ニ中窪と申所

ハ前々ハ只木村之草刈場ニ御座候、余村之者ニハ一切からせ不申候事、此以前御普請之次而を以御人足をかり申、右之窪廻りを引うめ新田ニ起シ申候得共、水損所ニ御座候故荒所仕候、加様^(証拠)ニせう御座候所迄みたらせなと、申儀、存之外成偽りニ御座候御事

一 子之年中条清介殿新畑御改之時分、底谷村之地内を只木村ハ新畠起シ申候を、御下知を以^(ママ)あうさ七新法ニ境ヲ立、柳を植申候と申上候義偽りニ御座候、先規之境御座候処ニ、境柳切申候なと、申上候義一切偽ニ御座候、其時分ハ只木村之地内を底谷村之もの新畑起シ申候ニ付、吟味仕畑七枚只木村之御帳面ニむすひ申候義、其隠無御座候、其以後只木村之地内底谷村へ新畑さらせ不申候御事

一 近年鳥獵村切ニ被 仰付候ニ付、只木沼蛭子・江口谷并ニ沼廻り拾貫久保・中久保迄余村之獵師耆人も鳥獵ニ入不申候義、其隠無御座候、只木村之獵師計鳥獵仕候御事

一 唯木沼江堀之御運上底谷村ハ指上候と申上候義偽りニ御座候、江堀之地ハ只木・大崎・底谷三ヶ村之地内御座候ニ付、江堀獵入合ニ仕候、とめす之義も三ヶ村ハ仕候而詰中ニ罷成、唐網・四ツ手網ニ而三ヶ村入合ニ獵仕申候、御運上之義者只木・大崎之地ハ沼役にて仕候、底谷村地内ハ河役にて江堀之獵迄仕申候、各別ニ江堀之御運上と申義ハ無御座候事、唐網之義底谷村久兵衛・彦左衛門計おろし申候と申上候義弥々偽りニ御座候、先規ハ三ヶ村之名主計耆人ツ、唐網打申候得共、以後三ヶ村相談ニ而とうあミ不入申候、去亥年之十二月中ハ彦左衛門偽りを申出候故、三ヶ村之もの江堀獵不仕候、双方被 召出前々之通御尋被為成被 仰付可被下候御事

右之条々御尋次第ニ乍恐口上ニ而可申上候、以上

寛文拾一年亥之十二月日

只木村

名主

惣百姓^⑩

御代官様

御申上

右の史料をもとに、採取物にわけて利用権をまとめてみよう。まず、漁猟である。沼内はこ沼では、只木村と大崎村が運上を上納して漁猟をしていた。また、江堀は只木・大崎・底谷村の地内で、三ヶ村入会で漁がおこなわれていた。こちらも小物成を上納しており、只木・大崎村の場合は沼役に含まれ、底谷村は「河役」と呼ばれた。漁法は投網(史料2の段階では禁止と四つ手網であったと述べられている)。

次に狩猟である。蛭子・江口谷・十貫窪・中窪では、只木村が鳥猟を行っていた。続いて採草について見ていこう。江口谷・古江堀・十貫窪・中窪は只木村のみの採草地と主張している。その一方、蛭子沼の一部は只木・底谷・藤岡村の入会で利用されていた。最後になるが、本史料によると、只木村のみ利用権を持つ十貫窪・中窪の一部は、これ以前に開発が試みられていた。ただし、当時は水害により荒地となっていた。

以上から、一七世紀半ばの只木沼では、鳥猟・漁猟・採草が行われる一方で、一部開発も試みられていたことが判明する。なお、ほぼ同内容が記された天和三年五月付の口上書の断簡も存在することから、この後も両村間で繰り返し係争が発生した可能性を指摘できる⁽³²⁾。

(二) 只木沼の開発

前項で見たように、只木沼では様々な資源が採取されていた。一八世紀になると、この沼は開発されて新田となる。まず、開発の前提として、蓮花川の付替えが行われている(図4)。古河藩は宝永六年(一七〇九)に山合と高取の間に高取堤を建築し、翌七年に山合から赤間沼にかけて新堀を開削した。この新たな蓮花川から「ふいご湖」の水を赤間沼へ落とし、水位を下げることに成功している⁽³³⁾。新堀の長さは只木沼の沼口から赤間沼の浮尻堤まで約一二〇〇メートルで、藤岡村の左次兵衛と助右衛門を水門と堀の番人に任命した。

水位が下がった只木沼では開発が進み、正徳二年に検地を受け、沼新田が誕生した。只木村分の新田は四八町七反余りであった。史料2にもあった通り、他村(大崎・高取新田・底谷村)も只木沼の一部に権利を持っていたため、開発地の一部は右の各村の飛地となった。大崎村分(六町四反余り)における新田の配分は村役人について漁師が多く、『藤岡町史』では漁業が減った分の補填と説明されている⁽³⁴⁾。

開発地には、北谷・いど尻・山王・中台・八木・大林・八木下・小沼・溜ノ下・ゑの崎・長まま沖・大林沖・中台沖・山王沖・いど尻沖・溜ノ内・源六郎内・長まま・ばご(只木沼の字「はこ」沼と思われる)・くぐや・ないせん房などの字が誕生した⁽³⁵⁾。

なお、大正二年(一九一三)に蓮花川の新堀が通る山合で生まれ、ここで幼少期を過ごした関塚清蔵氏は、宝永期の蓮花川付け替えにより「ふいご湖」の水位が下がり、湖の面積は三分の一となり多くの新田が生まれたこ

と、水の残った部分は只木沼（只木谷津）と呼ばれたことを指摘している。実際、関塚氏の著書に掲載された大正期の只木沼の写真では、水面に船が浮かび沼のような状況である。また、同地は昭和三十七年（一九六二）発行の地形図まで湿地とされていた⁽³⁶⁾。

一方、『藤岡町史』では開発段階の湖沼を只木沼と呼び、沼の干拓のために新堀（蓮花川）が開削されたと説明しているほか、近世中期以降の沼新田を描いた絵図にも只木沼は確認できない⁽³⁸⁾。ただし、先述した通り、図1によると沼新田の地目は「沼田」と表記されている。すなわち、沼新田は乾田化していなかったのである。先述した赤間沼新田のように中心部は沼であった可能性もある。

図4によると、東流していた蓮花川が南流を始めるあたりからが只木沼（沼新田）である。また、図1によると、字沼端・八木・大林が沼新田の西

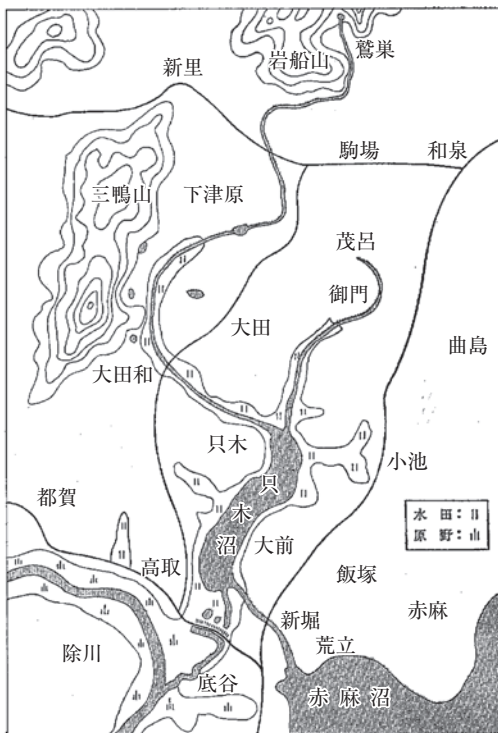


図4 近世中期以降の只木沼と蓮花川

出典：関塚著書第3図を改変

側の外部である。これら三字の地目は「谷」（＝谷地）であり、低湿地であったと思われる。この事実を手がかりに、「藤岡町管内大字・字界図1」から、前記谷地三字の東側かつ現代の蓮花川周辺の字名を確認してみよう。蓮花川以西（右岸）には、字江戸尻・沼端・山王下・中代下・中代沖・八木沖・八木沖向・大林沖向・大林下・大林沖・源五郎・源五郎東・江ノ崎・諏訪下・江堀岸・中道西・中道東などを確認できる。また、蓮花川左岸は基本的に大字大前（近世では隣村の大前（大崎）村）であるが、そこに食い込むように大字甲（近代に只木村などが合併して成立した村名でもある）の土地として葭沖・葭沖向が存在する。

当該地字名の特徴の一つは「下」のつくものが多いことである。例えば、大林下は御立谷のある大林の東側であり、谷地よりも低い土地であったと推測される。もう一つの特徴は「沖」のつく字も多い。大林沖は大林下より東側にあった。つまり、台地や谷地の東側に「下」とつく地名があり、さらに東に「沖」のつく地名が多いことから、集落のある台地上から見ると、現在の蓮花川周辺が最も低地で、沼地化しているところもあったと思われる。そして、関塚氏はこれら蓮花川沿いの地を中心に只木沼と理解していたのではなからうか。

それにもかかわらず、只木沼であった場所全体が、図1では地目上「沼田」となっている。この沼田は、湿地内の泥を掘り上げて畔を形成する掘り上げ田も多くあったと推測される。掘り上げ田は利根川水系中流域において、一八世紀初頭以降に普及したと言われる⁽⁴⁰⁾。生産効率・生産面積・生産安定性の面で不利である一方、その周辺での魚類や鳥類、植物といった多資源利用が可能である耕地と評されている⁽⁴¹⁾。

(二) 水害と只木村の対応

先述の通り、寛保三年の年貢割付状によれば、只木村では新田の検見引が目立った。特に沼新田は谷地よりも低く、水の溜まりやすい土地であったと推測できる。当然、水害の危険性が高かったようで、次に掲げる史料にあるとおり、一九世紀においても年貢の減免を願う史料を確認できる。

【史料3】⁽⁴²⁾

御歎申一札

当村沼新田之義、夏以来度々之出水ニ而稻毛水腐葭等迄相痛ミ、村方一同難義至極仕候ニ付、御引方御用捨御歎申上候ニ付、私とも一同罷出少茂見隠等不仕巨細ニ内見仕候処、相違無御座候、万一此先外小前之内分難渋申出候者御坐候ハ、私共引受譬御願ニ相成候共、何方迄も罷出申訳諸入用迄茂相懸ケ不申候間、是迄之通御引方ニ相成候様御歎申上候、依之為後日一札如件

唯木村 忠八^印

文政七年申十月

弥左衛門^印

(十二名連印略)

百姓代 兵左衛門^印

御役人中様

右の史料によると、イネに水腐れの被害が出たため、年貢の減免を出願しているのである。なお、ヨシが傷んだことも記されているが、沼新田のヨシについては三で改めて検討する。

沼新田は用水末であったため、上流からの土砂が堆積しやすく、それも

水害の原因となった。一八世紀末には水流確保を目的とした浚渫も確認でき

きる。

【史料4】⁽⁴³⁾

差上申一札之事

一 悪水堀浚 壺ヶ所

一 溜井 壺箇所

人足八百九人

内

五百五拾壺人 他人足

貳百五拾八人 村人足

右者当村沼新田堀通り押埋り水吐悪敷相成兼、溜井埋り一向用水相保不申候ニ付、御普請被成下候様仕様帳を以御願申上候処、願之通り被仰付、此度森平治兵衛殿・関口保造殿・進藤兵太夫殿御出役ニ而御普請丈夫ニ出来仕立御願申上、相残り候分者当村水深ニ而浚渫相成御座候ニ付、来年迄御年延、何卒右之分者来年御浚渫被下置候様奉願上候、人足御使方等毛頭御悲分成儀無御座候、并御賄之義者所有合之品を以輕ク致、御馳走ケ間敷儀無御座候、依之連印一札指上申処相違無御座候、以上

只木村

名主 与惣右衛門

寛政五年丑四月

(五名連名略)

水方御役所

本史料によると、土砂の堆積により沼新田の悪水堀の排水困難と、溜井の貯水量減少が問題となり、藩に御普請での浚渫実施を出願し、実施され

ている。この浚渫は只木村のみではなく、他村からも人足を徴発して実施されたが、水深が深く浚渫しきれなかった箇所もあり、そこは翌年に繰越しすることを水方役所に願っている⁽⁴⁴⁾。

上流から流れてくる土砂は、さらに下流の赤間沼にも流れ込んでいた。

そのため嘉永期には、蓮花川の排水をめぐる争論が発生している。

【史料5】⁽⁴⁵⁾

乍恐以書付奉願上候

土井大炊頭領分野州都賀郡只木村小前役人惣代名主与惣左衛門・百姓代伝右衛門一同奉申上候、私共村方之儀者先達而奉願上候通り、元来至而地低之村方、殊ニ太平山・岩船山・三面山麓村々々式拾ヶ村之悪水落込、悉相湛五拾八町歩余之御田地年々水腐荒地出来仕、然ル処当村悪水堀落口元沼、当 御領分同郡赤間村沼地連々高洲ニ相成、其上右村ニ而水道江漁獵之ため、四ツ手小屋相建、竹簀杭等数ヶ所建置水行差塞、近年別而悪水相湛難儀至極仕候ニ付、右水道筋洲浚いたし、四ツ手小屋・竹簀杭取払呉候様再応赤間村江及懸合候処、品能申成一切取敢不申、無掟先達而領主役場添翰を以当 御役所江奉願上候処、早速右村役人被 召出御札之上、於村方ニ示談致候様被 仰付候由、御返翰被下置候ニ付婦村仕、当三月二日合懸合中野廻り役秋葉丈助殿取扱ニ立入、夫々対談致呉候処、赤間村ニ而者竹簀・四ツ手小屋茂不取払、水道有形而已曲成可浚不当之義而已申之、当村水門之儀を元文六西年後勝手俣ニ場所替致候ニ付、元場所江伏替候ハ、堀浚小屋・竹簀等取払可申抔種々難渋申懸取敢不申、私共村方水門之義者前書奉申上候通、悪水相湛難儀至極仕候ニ付、当百四拾四ヶ年以前宝永五子年松平伊豆守様御領地之節、字山合与申高台を堀割口今場所へ水門相建、

元文年中後場所替仕候儀決而無御座、全偽之儀申懸悪水落差塞候段、何とも不得其意奉存候、殊ニ別紙之通り去ル天保二卯年御触之趣茂御座候儀ニ付、此上弥増悪水相湛候而者、逆茂作付出来不仕、百姓共相続相成兼候程之儀ニ付、無余儀 御奉行所ニ奉出訴度奉存候処、先達而以 御慈悲村方熟談被 仰付候義ニ付、乍恐猶又奉願上候、何卒格別之以 御憐愍右村役人共早速被召出、厚御利解被仰聞、沼地之分只木村堀幅之通り浚立、竹簀・四ツ手小屋取払、水行宜御田地相続相成候様被 仰付被下置候様幾重ニも奉願上候、猶委細之儀者口上ニ而可奉申上候、以上

嘉永四亥年三月

土井大炊頭領分

野州都賀郡只木村

名主 与惣左衛門⁽⁴⁶⁾

百姓代伝右衛門⁽⁴⁶⁾

戸田山城守様

御役所様

すなわち、嘉永四年(一八五二)三月、只木村は蓮花川が赤間沼へ流入する地帯に土砂が堆積し、河口から沼に続く水路に漁業のための施設や器具が置かれていたため水流が妨げられていると、赤間村(西赤間村)⁽⁴⁶⁾を訴えているのである。本史料によると蓮花川河口では赤間村の者が四ツ手網漁と梁漁を行っていたようである。史料中に「先達而」との表現があることから、これ以前も類似した争論発生しており、その都度両村で交渉がなされ、流水部の浚渫と漁業施設・道具の撤去が約束されたが実行に移されなかった。

この争論は同月中にいったん内済となる。この時に作成された済口証文

によると、「竹簀取、堀浚いたし可申」とし、「漁獵時節ニ至候ハ、是迄之通小屋補理置漁獵可致筈、尤漁獵無之節小屋而已捨置候而者水行不宜候ニ付、小屋取払可申筈」⁽⁴⁸⁾とあり、赤間村は竹簀を撤去して堀の浚渫を行い、四つ手網漁用の小屋は漁獵期間以外は取り払うことを約している。

しかし、翌年閏二月には争論が再発している。その理由は、只木村の訴状によると「去月廿二日、右(扱人、括弧内筆者注)良助方江罷越前段之始末及掛合、早速堀立呉候様申談候処、一両日中之内急度可罷越旨申之候ニ付、尚又引取相待候処、此節ニ至り候而茂立越不申有無之沙汰茂無之、如何之筋ニ有之哉再応掛合候而茂品能而已申成、其俣差置候」⁽⁴⁹⁾と、内済の条件が守られなかったためであった。その一因は一(三)で述べた通り、赤間沼の周囲は新田となっており、個人の耕地の中も排水を通さなければならず、村落間の話し合いのみでは解決が難しかったためである⁽⁵⁰⁾。また、この事実から、赤間沼新田の所有者は農業に加え、農地での漁業も行なったようである。その後も争論は続き、明治一八年に示談書が作成される。

【史料6】⁽⁵¹⁾

対談約定証

一 下都賀郡甲村悪水落堀水行之義、并赤間沼内堀巾間数等、此度御願立ニ相成、土木御係り様御出役ニ而赤間村沼地悪水落込御見分ニ相成、双方御説諭ニ基キ示談取極趣意左ニ

一 堀巾之義、藤岡町地内字浮尾橋上ヨリ辰巳之方、内野村大神社森合向沼内長百間左右土揚場共、横七間現景形概略龜絵図面之通り相定、勿論年來相立沼地変埋相成候節ハ、堀巾流上ニ相泥、直先堀敷相立可申筈

但、現形隣村藤岡町地形ニ倣取極候事

一 堀端左右竹箒相仕立、并堀浚等之義者年々干水之節、甲村ヨリ人夫差出シ、赤間村ヨリ立会之上、相仕立可申筈
前書之通り当村共向後無申分熟談決定仕候ニ付、相互ニ龜絵図面相添為取替置候、依而証書如件

明治十二年十月十六日

(甲村伍長惣代、赤間村伍長惣代・筆生連印略)

右の史料によると、水路の幅や浚渫の方法を定めることで解決している。これにより被害は軽減された可能性はあるが、この後も赤間沼からの逆流は問題化している。

先行研究によると、その背景は渡良瀬川の高取堤の補強である。同堤は決壊を繰り返したため補強が重ねられ、明治期には決壊が見られなくなった。その一方、只木村は洪水時には赤間沼から逆流する水による水害が深刻化することになったと説明されている⁽⁵²⁾。

足尾銅山の鉍毒被害が現れ始めた明治二一年度には、旧只木村が含まれる甲村の収穫高が平年の三分の一となり、年とともに被害は顕著化し⁽⁵³⁾、明治三六年一〇月には蓮花川の逆流を防ぐために山合新堀水閘を建造している。その後、渡良瀬遊水地築造のため、渡良瀬川の付け替えが行われると、蓮花川は再び渡良瀬川に排水することとなったが、只木地区は渡瀬川からの逆流にも悩まされた⁽⁵⁴⁾。

(四) 近世中期における沼辺の開発

下野国では、享保年間後半には米価が暴落し、魚肥が高騰したため水田稲作の経営収支が悪化する地主も確認でき、一八世紀後半になると米価低

迷期に保有した米の付加価値を増すため、酒造を開始する地主層が現れた。⁽⁵⁵⁾

このように米価が下落する一八世紀後半に至っても、沼新田周辺では村人主導で開発が進んでいる。具体的には、八木下と沼端の御立谷が開発候補地となっている。沼端は図1や沼新田の字にもあり、八木下についても、図1にもある八木御立谷の字名である八木の東側の字である。「下」とつくことから、八木より低い土地であったと思われる。開発願を次に掲げる。

【史料7】⁽⁵⁷⁾

乍恐以書付奉願上候

一 当村御立野八木下・沼端式ヶ所共ニ、先年より茂近年ニ至候而者、葭茅等之出来方茂少ク御座候ニ付、御用ニ茂相立兼年々御払ニ被仰付被下候、右地所之儀外茅田続之場所与違、沼田之間ニ御立置被遊御地ニ而畑居屋鋪江茂隣り候得者諸鳥多ク集り居、田畑作毛を荒シ候故甚難儀仕候、尤式ヶ所之御立野地新発茂仕候ハ、御田地ニ茂可相成地所故、惣百姓一同何卒御憐愍を以村内江被下置候ハ、開発仕度奉願上候、被仰付被下候ハ、村内一統難有可奉存候、勿論御取箇等之儀者、乍恐御見分之上被仰付被下候様奉願上候、以上

唯木村

明和六己丑年十一月

年寄 六右衛門^(印)

(只木村年寄・百姓惣代等二一名連印略)

三谷村

後見名主

清兵衛^(印)

近世 川合 地域における沼の開発と生業

伊藤 咀右衛門殿

牧山 弥五左衛門殿

鴨地 佐左衛門殿

吉富 庄七殿

右の史料によると、両地の御立谷は沼田に接する立地で、近年ヨシ・カヤなどが十分に茂らず、御用に適さないため、領民に払い下げられていた。さらに野鳥の住処とかしており獣害の原因となっていたため、村人は開発を行ったほうが良いと考えて出願したのである。本史料から御立谷ではヨシ・カヤなどが採取され、藩はこれらを御普請用材などに利用したと推測されるが、その一部は村人に払い下げられることがあったことも判明する。

話題を開発に戻そう。同史料の本文(「開発仕度」)に加え、史料から剥離した付箋には「自普請ニ而開発仕」とあり、村人の自発的な姿勢を確認できる。この出願は認められ、翌年検地を受けている。等級は下田で反別は二町五畝十二歩、高四石一斗八合であった。⁽⁵⁹⁾

なぜ、只木村では米価が下落した時期に、生産力の低い水田の開発が進むのであろうか。次節では、生業面からこの点も考えてみたい。

三 沼新田での資源採取と生業

(一) 抽水植物の栽培

田地というと水稻耕作を行う場と説明することが一般的である。⁽⁶⁰⁾しかし、沼新田では稲作に加えて、ヨシなどが人為的に栽培されることもあつ

た。

【史料8】⁽⁶¹⁾

覚

一沼新田合五拾六町三反八畝拾五歩

内五反式畝拾式歩

仕付皆損

三反五畝拾歩

蘆田苅取御上納

壺町七反八畝廿歩

仕付苅取御上納

式反八畝廿四歩

葭御取下反壺斗三升取

四反六畝八歩

右同断反八升取

残而五拾三町四反八畝壹歩

右者当村沼新田御取下年限中二者御座候処、御歎奉申上候惣町歩之内

訳仕、乍恐奉申上候、已上

文政四年巳十月

只木村

名主

与惣左衛門

年寄

伊右衛門

同

吉次

同見習

惣之進

同使役

金右衛門

右の史料は、文意が取りづらく詳細は不明であるが、田地を「蘆田」や「葭」田に地目を下げているにも関わらず「御歎」していることから、水害による年貢減免に関するものであろうか。本史料によれば、新田ではヨシや「蘆」も作付けされていた。「蘆」という植物名は一般には使われないうが、蘆の原料であるイグサを指すものではないであろうか。史料7によると「茅田」も確認でき、沼新田ではイネ以外に様々な水辺の植物が栽培されていたのである。

ヨシについては史料7にある通り、只木村では領主から払い下げを受けしており、一定の価値を有していた。先行研究によれば、水辺の植物を用いたヨシズなどの日用品の製造が本格化するのには近代とされるが、この頃から積極的に生産されるようになったのではないかと考えられる。また、ヨシは当該地域の特産物である菅笠製作時に、スゲを留めるために使用することができた。只木村におけるヨシの価値が読み取れる宝暦六年（一七五六）の史料が存在するので、次に掲げる。

【史料9】⁽⁶²⁾

葭田御上納御請書

さん王

一中田壹反歩

只木村

与惣左衛門^印

葭沖

一中田五畝分

十之丞^印

（中略）

大崎村出作

一中田拾五分

八郎右衛門^印

一下田壹反歩

茂兵衛^印

中田メ三反八畝歩

下田メ八反四畝歩

惣メ壺町式反式畝歩

右之葭田此度従御 上様伐返シ候様ニ被 仰付候得共、私共勝手をして以葭立置、当年々永々御年貢米無滞急度御上納可仕候、此上沼田皆無ニ罷成候共、一言之子細不申御年貢指出可申候、右為御請銘々致印形申候処、相違無御座候、以上

宝暦六年子七月

村御役人中

右の史料には字「さん王(山王)」が確認できるほか、中略部分に字「はこ」があるため沼新田と理解できよう。「伐返シ」の意味が不明瞭であるが、荒廃した新田を復旧させるという意味がある⁽⁶³⁾。すなわち、領主が再開発を企画する荒廃した耕地において、村人が無断でヨシを栽培しており、このような利用を継続する見返りとして「年貢米」の上納を上申していると解釈できる。中田・下田ではあるが、ヨシに米以上の価値があったからこそ、このような願いが出されたのであろう。

右の史料にある通り、ヨシは新田の荒廃地でも育ったので、当該地ではイネより栽培しやすかったと言えよう。水害に対しても、ヨシは柔軟なため折れることがなく、倒れても重力屈性により起き上がることができた⁽⁶⁴⁾。

史料9に書き上げられた葭田の面積は一枚が一反を超えるものから、五畝程度のものも確認できる。後者の耕地が確認できる字名は葭沖、「いどりじり」(江戸尻か)、小沼、「いどりじりむかい」、「中代沖」など、先述した現在の蓮花川周辺のものが多い。さらに、一畝に満たない一五歩の水田も字葭沖むかい、中代沖に確認できる。このような、水深が深い可能性のある字にある狭小な水田は、掘り上げ田であつたのではないであらうか。

ヨシ栽培地の年貢米納を願う史料は、管見の限り当年のもののみである。今回米納を願った面積は、村内ヨシ栽培地のうちの程度のものではあつたのであろうか。天明四年(一七八四)には字名は不記載であるが、一筆ごとのヨシ栽培沼田を書き上げた「辰沼田葭御見分小前帳」という史料が存在する⁽⁶⁵⁾。史料名から領主役人の見分の前提で作られたものである。すなわち、領主が把握している沼田のヨシ栽培地の面積が記されている。

近世 川合 地域における沼の開発と生業

表2 天明期のヨシ田の等級・反別

反別	田数	中田	下田	下々田
1反歩以上	1	1		
5畝以上	5	1	3	1
2畝以上	36	11	25	
1畝～2畝未満	30	11	18	1
20歩～1畝未満	7	4	3	
10歩～19歩	32	22	9	1
5歩～9歩	25	17	7	1
5歩未満	7	5	2	

出典：上岡家131 天明4年「辰沼田葭御見分小前帳」
反別合計：1町9反9畝29歩

本史料に記録された沼田の反別を合計すると、一町九反九畝余りとなる。これに対して、史料9においてヨシ栽培が露見し、米での年貢納入を出願した反別は一町二反二畝余りである。宝暦期に把握された葭田の反別は割合的に高かったと言えよう。少なくとも只木村では一八世紀半ばになると領主によるヨシ栽培地の把握が一気に進んだと評価できる。領主からしても無視できない規模になっていたのであろう。

また、「辰沼田葭御見分小前帳」によると、「七反九畝廿三分之内」「一中田壹畝分 壹 弥四郎」とあり、沼田一枚の一部がヨシ栽培地になる場合もあったことも判明する。本史料に記載された沼田をまとめたものが表2である。本表によると、史料9と同じく、ヨシの栽培地は一筆の面積に大きな開きを確認できる。一反を越える沼田もあるが、二〇歩未満も多く、狭小な沼田でもヨシの栽培が行われていたことが判明する。

史料7で見たような、米価が低下する近世中期における低湿地の開発は、以上の状況を踏まえる必要があろう。つまり、沼新田などの沼田では米と同等以上の価値のあるヨシをはじめ、様々な植物を栽培することが可能であつたのである。その背景として藤岡町で開かれた市の存在や、高取河岸の新設にともなう経済の発展を想定できよう。

(二) 沼新田周辺での採草・漁業

本項では、沼新田周辺における採草や漁業について、慶応三年（一八六七）に小池村と只木村の間で発生した争論から確認しておく。本争論における只木村の返答書によると、発端は沼新田の「沼縁り通りハ訴訟方小池村統ニ而、字沼頭与唱境界ニ小堀有之、秣場之処素々小堀之義ニ付、年々相埋り候を訴訟方之もの共附込、境界相紛シ折々罷越竊ニ秣刈取、又者立木伐木致候義間々有之」と、字沼頭の小堀が埋まったために村の境界が不分明になり、小池村の者が秣などの採集を行うようになったためである。

只木村はその都度注意をして小池村より謝罪を受けていた。今回も同様の問題が発生したうえ、小池村は村境については虚偽の主張を行い、同地を自村のものにしようとしたため、只木村は反論しているのである。⁽⁶⁶⁾ここから、沼新田周辺が重要な秣場であったことが理解できよう。次に本争論の済口証文を見てみよう。

【史料10⁽⁶⁷⁾】

済口議定一札之事

一小池村役人小前惣代名主定四郎令唯木村名主民右衛門外役人小前惣代江相掛り、去卯十月申田御勘定御奉行所江地論奉出訴、唯木村令も返答書奉差上、夫々御吟味中 御一新ニ付、民政 御裁判所様江被召出、尚御吟味中水掛村名主伝左衛門・大崎村名主左兵衛・藤岡町百姓伝左衛門、御吟味中之次第承り御日延奉願上、取扱熟談内済之趣意、左之通り

一右之もの共訴答両村江罷出、訴返書披見之上論所始末承り、其上扱

人并両村役人立会右場所見受候処、度々出水之節砂置欠所等自然出来、境界不分明ニ相成候処も有之候故、得与相改見候処、両村地所耽与相分り申候、依而ハ是迄双方申争憤り合之廉々者、扱人ニ而貰受申候

一上手羽抜村境今字^{西谷}沼頭、合羽橋、下手大崎村境迄引通し今般相改候堀両村境界与向後相定、尤堀幅六尺左右江定杭打立土揚三尺両村共相除置、就而者浚立之義者、双方役人立会用悪水之障りニ不相成候様可致、尚亦杭朽腐之節ハ、両村役人立会之上打立可申候事

一字^{西谷}沼頭、合羽橋之儀、新規掛替之節ハ両村相談之上可致候、尤手入繕之掛替等者小池村ニ而勝手次第可致候事

一漁獵之儀者、堀筋両村人入り場所不定相互ニ可致候事

一境堀羽抜村境今大崎村境迄之内江、魚溜り切込・そた等ハ相互ニ一切入間敷候事

前書廉々訴答江再応及示談候処、双方共申分無之熟談内済行届候ニ付、以来別紙絵図面之通り両村共堅相守、重而違論御願ケ間敷儀毛頭無御坐候、依之議定連印為取替一札如件

明治元辰年十一月七日

（訴答・扱人連印略）

本争論は両村の境界の堀が定められ、その左右に杭が打たれることで解決した。同時に新田の堀筋での漁業についての取り決めがなされている。すなわち、堀では両村が入会で漁獵を行うこととし、排水の問題を考慮してか切込漁などの漁礁を作る漁法は禁じている。⁽⁶⁸⁾本争論から、沼新田周辺は秣場かつ漁獵場であったことが判明するのである。

(二) 只木村での水田漁獵

前項で見た通り、沼新田周辺では漁獵も行われていた。新田内での漁獵については、漁業権が土地所有者にあるため、⁽⁶⁹⁾詳細は不明である。そこで、当村の水田一般の状況を村定から検討しておこう。慶応三年八月、只木村と高取新田は次に掲げる議定書を作成している。

【史料11】⁽⁷⁰⁾

差上申議定一札之事

一従前々御触御座候御法度之趣者勿論、博奕並慰之諸勝負ケ間敷義毛頭仕間敷候事

一此度鳥漁御差免ニ相成候趣ニ御座候得共、都而飛道具ニ而殺生いたし候儀、堅く御製禁之由御触御座候処承知奉畏候、万一他村ノ入込右道具ニ而殺生仕候もの有之見付候節者、取抑早速御届可申上候、万一取逃候節者何様御疑惑被成候共、聊申分無御座候、且又筌殺生之儀田場を荒し、或者他之堀地等江筌を入置、甚心得違之もの有之方今、村方丈右筌殺生之儀堅く御差留ニ茂可相成哉之処、中ニ者差支候もの有之歟之旨御憐察被成下、別紙議定并人数相定、些少なり共諸夫銭助合差出殺生仕度奉存候、尤田場通り并堀池等荒し候もの有之候ハ、何方之者なり共中間丈ニ而無念相立、其節者何様被申付候共聊申分無御座候、勿論水行差障不相成候様取計可申候事

(中略)

一用水堀通り殺生ニ付堰を破り、土手畔を崩し申間敷候、万一见咎ニ預り候節者、何様被申付候とも、聊申分無御座候事

右之条々村方一統弥堅く相守可申候、依之一同議定連印仕差上申一札仍如件

唯木村

重左衛門印

(唯木村・高取新田百姓連名略)

村御役人衆中様

本史料は、二箇条目に鳥獵は今回許可されたとあり、時期的に鷹場の廃止を受けてのものと思われる。同箇条では、筌という漁撈具を用いた漁について言及されている。⁽⁷¹⁾すなわち、漁獵を実施する時に田地を荒らすことや、「他之堀」(他者の所有する掘り上げ田に付属する堀か)⁽⁷²⁾への筌の設置が問題化し、筌漁を禁止しようとした。しかし、差し支える者もいるので、別紙の議定に署名したものは、金銭を供出することを条件に継続するとしている。すなわち、田や堀では筌漁が活発に行われ、農耕に支障をきたしていたうえ、漁業権を持たない場所での漁獵も問題視されていた。これらは鷹場廃止以前からのことであるようで、今回、村内で筌漁の禁止が議論されたのである。

また、別の箇条では、漁獵のために堰など田の付属施設を破壊する行為も禁じており、漁獵が優先され、農業に害を及ぼすこともあったようである。このように、少なくとも幕末期の只木村では、水田とその附属施設での活発な漁業を確認できるのである。⁽⁷³⁾

先述した通り、沼新田ではイネに加え、ヨシなども栽培されていた。フナなどのコイ科魚類にとって、ヨシ群落は最良の産卵場所とされており、⁽⁷⁴⁾葭田はこれら魚類の絶好の捕獲場所になったと思われる。

おわりに

「はじめに」でも述べたとおり、筆者はこれまで渡瀬川右岸の貯水池的な機能を有する沼について検討してきた。本稿において扱ったのは、これまでの事例と異なり、同じく渡良瀬川近辺であっても、左岸で河川・用水の流末の沼々であった。

一七世紀の只木村の沼では、食料となる魚や鳥、肥料や飼料となる植物など多様な資源が採取されていた。その一方、堀を開鑿し、沼の水を抜き、沼辺を開発対象地ともしていた。新田開発の進展は、近世初期における全国的な動向と軌を一にしている。領主である古河藩も一七世紀中葉以前には開発を優先したためか、開発地を自村のものとすることも認めていたようである。一七世紀後半になると、このような藩の方針も変更されたようであるが、只木村内での開発は以後も続いた。これにより、沼が消滅していくのである。ただし、只木沼を開発した沼新田は、沼田のうえ水害を受けやすく、生産性は低かったと言える。

享保期を境に米価は下落するが、一八世紀初頭には当該地域周辺では菅筴などの生産が盛んとなり、近隣の藤岡町の市で売買され、一八世紀後半になると高取河岸も新設された。そのため様々な加工品の原料となるヨシの価値は高かったようで、一八世紀半ばには無断でヨシを栽培していた沼田について、年貢の米納を願う事例を確認できる。また、同時期には沼辺の低湿地の開発も行われている。当該地域では漁業も盛んであり、幕末期も隣村の赤間村や小池村なども沼や用水で行っていた。さらに、赤間沼開発地でも漁業が行われた可能性がある。

沼新田では、イネやヨシのほか「蘆」など多様な植物が栽培された。また、新田とその周辺は秣場や漁場ともなっていた。すなわち、開発後も沼と類似した利用を継続できたのである。同時に開発地の地目は「田」に変わったため、本年貢のみが課せられ、魚などは無税で入手できたといえよう。

本稿の分析の結果をまとめると次のようになる。沼新田は頻発する水害により稲作が困難であった。そのため、年貢の減免も確認できる。ただし、そのような年でも漁業は可能であり、水害の程度によってはヨシも収穫できたであろう。

つまり、村人にとって沼の開発地は、稲作に焦点を絞ると水との戦い場になってしまいが、多様な生業も視野にいれると、沼と同様の資源採取を維持しつつ、小物成を回避する方法でもあり、近世の貢租体系と当該地域の環境・生業・産業に適応した土地利用と評価できよう。

註

(1) 近年の主なものとしては、佐野静代『外来植物が変えた江戸時代』(吉川弘文館、二〇二二年)、萱場真仁『近世・近代の森林と地域社会』(吉川弘文館、二〇二二年)、佐藤孝之『近世山村地域史の展開』(吉川弘文館、二〇二四年)、斎藤一『近世林野所有論』(岩田書院、二〇二四年)などが挙げられる。

(2) 拙稿「上野国多々良沼における肥料採取—19世紀中葉を中心に」(島村健他編『環境法の開拓線—第一法規、二〇二三年)・「葭・藻草・泥の採取と沼の「環境」—一九世紀中葉—二〇世紀初頭を中心に」(『地方史研究協議会編』『川合』と「里沼」—利根川・渡良瀬川合流域の歴史像—雄山閣、二〇二四年)・「近世「溜沼」の機能と環境維持—上州館林藩領城沼を事例に」(『徳川林政史研究所研究紀要』59号、二〇二五年)。

(3) 「刊行にあたって」(前掲『川合』と「里沼」)。

(4) 図1の原図は鷹見泉石関係資料に所収されたもので、天保年間作成と推測されているものである。古河歴史博物館学芸員永用俊彦氏のご教示によれば、泉石は天保初年に作成された村絵図の写しを多数所持しており、本絵図も同時期に只木村の年寄たちが作成して古河藩に提出したものを、泉石が入手したものと推測される。

(5) 上岡民一家文書1505。本史料群は只木村の名主を世襲した家に残されたものである。以下、紙幅の関係から「上岡家文書」と略す。調査にあたり、上岡氏にはご高配を賜った。記してお礼申し上げる。

(6) 佐藤孝之「消えた沼、残った沼」(前掲『川合』と「里沼」)。佐藤氏は漁労の場や「溜沼」(用水源)としての機能から、沼として維持され続けたものもあるとも指摘している。

(7) 平野哲也「関東主穀生産地帯における米の生産・流通と消費の諸相」・「関東内陸農山村における魚肥の消費・流通と海村との交易」(渡辺尚志編『生産・流通・消費の近世史』(勉誠社、二〇一六年))。

(8) 「見沼土地改良区史」(見沼土地改良区、一九八八年)、橋本直子「耕地開発と景観の自然環境学―利根川流域の近世河川環境を中心に」(古今書院、二〇一〇年)、さしま郷土館ミューズ『飯沼新田物語』(二〇一五年)など。

(9) 白水智「中近世山村の生業と社会」(吉川弘文館、二〇一八年)。

(10) 菅豊氏は低湿地の開発地に対して、多様な生業が可能なことから肯定的な評価をしている(「水辺」の開拓史・近世中期における掘り上げ水田工法の発展とその要因(環境と歴史))『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇五集、二〇〇三年)。

(11) 安室知「水田をめぐる民俗学的研究」(慶友社、一九九八年)。

(12) 先述の通り、筆者は「川合」地域の沼を検討したと述べたが、検討対象が利根・渡良瀬川に挟まれた旧館林藩領に限定されており、他領主の支配地の検討は行えなかった。今回、渡良瀬川左岸を扱うのは、この不足点の補完でもある。

(13) 関塚清蔵「蓮花川」(全国農村教育協会、一九八三年)。

(14) 『藩史大事典』第二卷(雄山閣、二〇〇二年)。

(15) 『角川日本地名大辞典』9 栃木県(KADOKAWA、一九八四年)。後に高取

新田は只木村から独立する。

(16) 『藤岡町史 通史編 後編』(二〇〇四年)。以下、『通史編』と略す。

(17) 「藤岡町域の村々概観一覧表」(『藤岡町史 資料編 近世』(二〇〇〇年)。以下、『資料編』と略す。なお、本表では只木村の石高が二五九石余となっているが、「旧高田領取調帳」では村高五七六石余(前掲『角川日本地名大辞典』のため、誤記と思われる)。

(18) 寛政五年三月「野廻り御役勤方書上帳」・慶応三年正月「御鷹場御法度御請証文」(前掲『資料編』)。

(19) 上岡家文書イ170。

(20) 藤岡歴史民俗資料館石川由利子氏のご教示による。氏には、本稿作成にあたり、様々なご協力を賜った。記してお礼申し上げる。

(21) 寛保三年十月「唯木村年貢可納割付」(前掲『資料編』)。

(22) 前掲平野二〇一六。

(23) 上岡家文書1578。

(24) 前掲『通史編』、平野哲也「沼の生業の多様性と持続性―江戸時代の下野国越名沼を対象に―」(山本隆志編『日本中世政治文化論の射程』(思文閣出版、二〇一二年))。

(25) 天明八年五月「西赤間村明細帳」(前掲『資料編』)。

(26) 上岡家文書3539、同3698。

(27) 前掲『通史編』。

(28) 前掲『通史編』。

(29) 前掲関塚著書。

(30) 上岡家文書イ202。一部解読困難な箇所は前掲『資料編』の翻刻文を参考にした。

(31) 十貫窪は現在も字高取新田の北、字山合の西間に字江ノ崎・諏訪下がありに確認できる(栃木市教育委員会蔵「藤岡町管内大字・字界図1」(一九九五年作成))。

(32) 上岡家文書イ203。

(33) 前掲関塚著書。

- (34) 前掲『通史編』。
- (35) 前掲『通史編』。
- (36) 『藤岡町史 通史編 前編』(二〇〇四年)。
- (37) 前掲『通史編』。
- (38) 上岡家文書983など。
- (39) 本図は先述した通り、一九九五年に作成されたものである。
- (40) 前掲菅二〇〇三年。
- (41) 菅豊「自然世界と民俗世界」〔鳥越皓之『環境の日本史5 自然利用と破壊』吉川弘文館、二〇一三年〕。
- (42) 上岡家文書1817。
- (43) 上岡家文書386。
- (44) 再封後の土井家時代の支配では、代官(郡奉行配下、一五〇石前後で小納戸格、定員は五〜七名)の配下の手代に代官手代・水方手代・山方手代・在宅役が存在した。すなわち、代官は年貢徴収のほか、水方・山方・公事方などの職掌も存在した(前掲『藩史大事典』第二巻)。天保十一年段階で、小納戸格代官水方兼帯という役職を確認できる(『古河市史 通史編』一九八八年)。すなわち、水方役所は同役の役所と推測される。
- (45) 前掲上岡家文書1505。
- (46) 西赤間村は「元禄郷帳」や「天保郷帳」などでは、赤間村と記されている(前掲『角川日本地名大辞典』)。
- (47) 赤間沼ではウナギ・コイ・ナマズ・フナなどが捕獲され、問屋が買い取り、行商人が栃木・佐野方面まで売り歩いており、漁業が盛んであった。明治十六年段階で沿岸の漁師が三〇軒、漁船二〇〇艘以上とされる(前掲『通史編』)。
- (48) 上岡家文書3000。
- (49) 上岡家文書1501・2。
- (50) 上岡家文書974。
- (51) 前掲上岡家文書974。
- (52) 前掲関塚著書。
- (53) 前掲『通史編』。

- (54) 前掲関塚著書。
- (55) 前掲平野二〇一六年。
- (56) 前掲『通史編』。
- (57) 上岡家文書886。
- (58) 参考として、史料を次に掲げる。

【参考史料】上岡家文書473

覚

一谷かや三百六拾駄

右者御山方為蒔置候谷かや飯積村御普請御入用二付、右村方江相渡可申候、以上

戊二月廿一日 出口善兵衛^④

唯木村 名主 年寄

【参考資料】上岡家文書484。

覚

一其村方有之候御山方谷茅三百六拾駄、此度下宮村江相渡候間、請取罷越候ハ、御渡し可有候

二月廿式日 緒方三郎兵衛^④

只木村名主

(59) 上岡家文書2000。

(60) 『精選版 日本国語大辞典』(小学館、二〇〇六年)など。

(61) 上岡家文書2629。

(62) 上岡家文書1480。

(63) 「切返」(前掲『精選版 日本国語大辞典』)。

(64) 藤井義晴『ヘンな名前の植物 増補版』(化学同人、二〇二五年)。なお、史料9では沼田での収穫が皆無であっても年貢を差し出すことを誓約している。ただし、先述の通り沼新田は水害を受けやすかったため、ヨシの年貢は沼田が皆無でも上納するという主張は実現したか疑問である。

(65) 上岡家文書131。本史料は字名が記されておらず、図1によれば新井沼にも沼

田があるため、この沼田も含めた可能性がある。

(66) 上岡家文書2023。

(67) 上岡家文書2022。

(68) 切込漁とは、水辺に人工的な切り込みを作って、そこに粗朶を入れて漁礁を作ったものである。上野国邑楽郡では「キリゴミ」と呼ばれた(館林市史別巻 館林の里沼(二〇二二年))。

(69) 前掲安室著書。

(70) 上岡家文書1014。

(71) 釜(ウケ)とは定置陷阱漁具と呼ばれ、魚の習性を利用して補魚部に陥れる仕

掛けである(前掲安室著書)。

(72) 前掲菅二〇〇三年によると、掘り上げ田造成時に泥土を掻き取ってできた溝渠を堀潰と呼ぶ地域もある。武蔵国葛飾郡の大島新田では、堀潰の中心が、隣り合う掘り上げ田の境界とされたと説明されており、掘り上げ田の堀も田の名請人に漁業権が存在した例を確認できる。近代の白鳥でも掘り上げ田の堀は水田所有者のもので、冬には所有者がカイボシして魚を採っていた(前掲安室著書)。

(73) 新田での漁猟の事実を踏まえれば、二(二)で触れた大崎村での沼新田の分配の評価は再考が必要であろう。

(74) 佐野静代『中近世の村落と水辺の環境史』(吉川弘文館、二〇〇八年)。

